

第 12 号議案

平成30年度（2018年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第 1 条 平成30年度（2018年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	447床		
（2）年 間 患 者 数	入院 136,234 人	外来 273,280 人	
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院 373 人	外来 1,120 人	
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	医療機器等購入費	144,863 千円	

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 病院事業収益		13,642,218 千円
第 1 項 医 業 収 益		12,086,048 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,535,156 千円
第 3 項 特 別 利 益		21,014 千円
	支 出	
第 1 款 病院事業費用		14,482,341 千円
第 1 項 医 業 費 用		13,861,406 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		532,126 千円
第 3 項 特 別 損 失		58,809 千円
第 4 項 予 備 費		30,000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額770,380千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第 1 款 資本的収入		86,362 千円
第 1 項 固定資産売却代金		1 千円
第 2 項 都 補 助 金		86,361 千円
	支 出	
第 1 款 資本的支出		856,742 千円
第 1 項 建設改良費		144,863 千円
第 2 項 企業債償還金		711,879 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,615,881千円
- (2) 交際費 600千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,878,183千円と定める。

平成30年(2018年)3月9日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一